

5県協会(神奈川、山梨、長野、愛知、静岡)の災害時の相互応援等に関する協定

(目的)

第1条 一般社団法人神奈川県電業協会、一般社団法人山梨県電設協会、一般社団法人長野県電設業協会、一般社団法人愛知電業協会及び一般社団法人静岡県電業協会(以下「5県協会」という。)は、いずれかの管内において大規模な災害により被災した県の協会(以下「被災県協会」という。)が、被災県協会独自では十分な復旧工事が実施できない場合に、被災県協会の要請にこたえ近隣友愛精神に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、5県協会が平時から防災における協力及び連携の充実を図り、もって5県協会の災害対応力を向上させることを目的とする。

(応援事項)

第2条 応援事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害の応急措置及び復旧工事に必要な資機材、車両等の提供及びあっせん
- (2) 災害の復旧工事に必要な人員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災県協会が、応援を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を実施する県の協会(以下「応援県協会」という。)に対し、必要な要請をするものとする。ただし、緊急の場合には、当該要請に係る文書の提出を事後に行うことができる。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする人員の数
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協会は、出来る限り要請に応えるものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 5県協会のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする協会が、必要があると認めた時は、当該協会は、被災県協会に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応援に要した経費は、法令等に定めがある場合を除き、応援を受けた協会と応援を実施した協会が協議して定めるものとする。

(連絡)

第7条 5県協会は、予め相互応援に関する担当者を定め、災害が発生した時は、応援の要否その他必要な情報をそれぞれに交換するものとする。

(平常時の活動)

第8条 5県協会は円滑な応援を実施するため、平常時においても災害に関する調査結果及び情報の提供、交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、5県協会が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合及び、この協定に定めのない事項は、その都度5県協会が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各協会長署名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年7月11日

一般社団法人 神奈川県電業協会
会長 山口 宏



一般社団法人 山梨県電設協会
会長 雨宮 和仁



一般社団法人 長野県電設業協会
会長 柄澤 守孝



一般社団法人 愛知電業協会
会長 大野 智彦



一般社団法人 静岡県電業協会
会長 夏目 英明

